

災害発生後の手続き

(災害報告書の提出)

(災害発生後、30日以内)

- ① 災害について、ただちに単P会長に報告して下さい。
- ② 様式-4〈災害報告書〉をコピーし、災害発生状況を具体的に記入して下さい。
- ③ 災害報告書の記入が完了したら、会長が認めたPTA行事である証拠となる文書(会長名がついた案内文、年間行事計画等)を添付して安全委員会にご送付下さい。
 - ※ 会長印は公印をお願いします。
 - ※ 事務担当者が報告書を作成した場合は、提出前に必ず会長の確認をお願いします。
 - ※ 安全委員会にて災害報告書を受理後公文(受理通知と請求手続き上の留意点)を送付します。

(共済金請求の手順)

治癒したとき、又は事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。
(共済約款 第9条との関わり)

1. 医療報告書の提出

- ① 医療報告書①様式-6(通院実日数6日以内)をコピーし、記入して下さい。
- ② 医療報告書②様式-7(通院実日数7日以上)をコピーし、記入して下さい。
 - ※通院実日数が6日以内であっても骨折・手術及び固定具を使用した場合は、医療報告書②と診断書を提出して下さい。但し、2ヶ所以上の通院の方は、医療報告書②に記入して下さい。
 - ※治療までの期間がこの用紙で不足の場合は、枚数を増やしてご使用下さい。
- ③ 通院・入院日数の記入欄は、実際に通院された日に○印、入院された日に△印をつけて下さい。

2. 診断書の提出

- ① 様式-8〈診断書〉をコピーして病院に提出し、お願いして下さい。
 - ※病院の診断書料(文書料)領収書の原本を添付して下さい。診断書料は1通のみお支払い致します。

3. 共済金支払い請求書の提出

- ① 様式-5〈共済金支払請求書〉をコピーし、記入して下さい。
- ② PTA会長印は公印を押印して下さい。
- ③ 記入が完了したら医療報告書、診断書等を添えて安全委員会に送付して下さい。
 - 以上で共済金支払請求の手続きは完了です。

(共済金の送付について)

共済金は審査委員会での査定後、各单位PTAの口座に振り込みます。

※同時に共済金支払通知書を単位PTA会長宛に送付いたします。

なお、同封の受領書は署名押印(受給者本人において)のうえ、安全委員会宛早急にご返送ください。

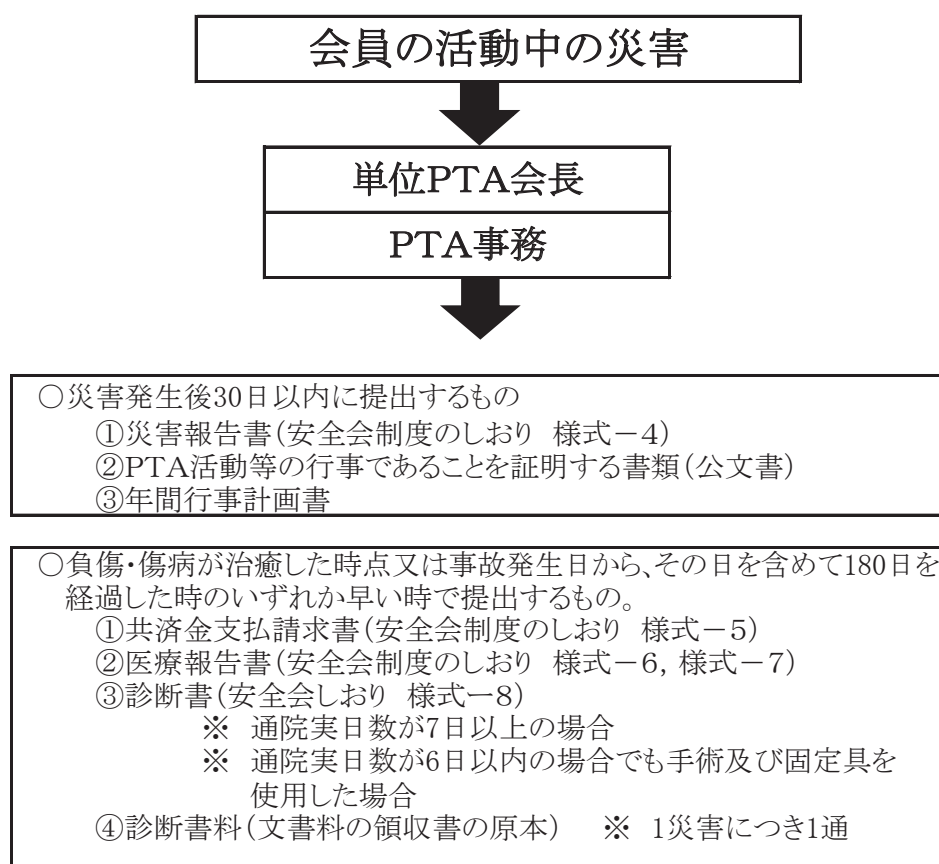
宛先 〒900-0002

那覇市曙2-26-27

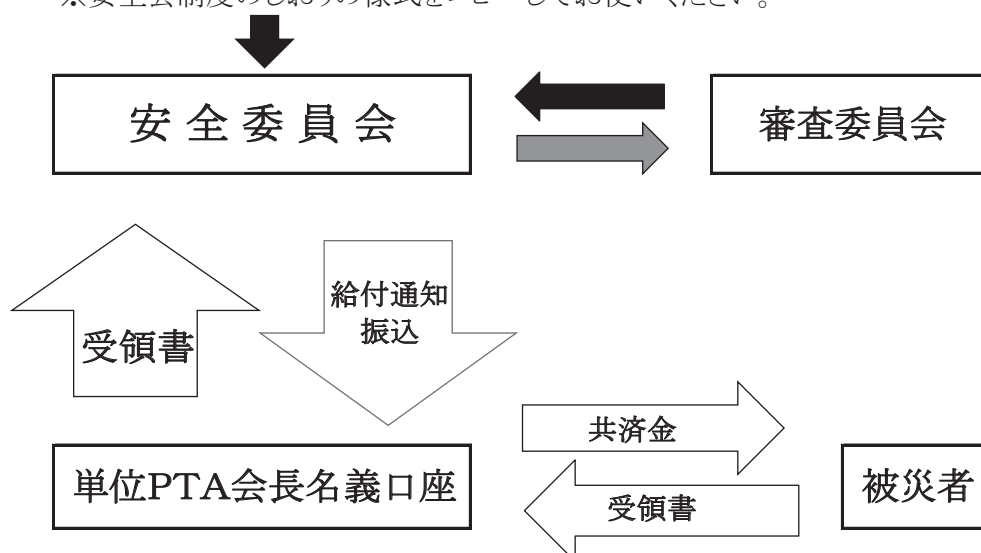
PTA会館内

一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会

災害発生から共済金給付まで



※安全会制度のしおりの様式をコピーしてお使いください。



お問い合わせ

(一社) 沖縄県PTA連合会 安全委員会 ☎ (098) 867-8645